

土地区画整理法 76 条申請の取扱について

土地区画整理事業区域内では、建築物・その他工作物の新築・改築・増築や土地の形質の変更等について、浜松市長の許可を受ける必要があります。組合土地区画整理事業においては、組合が提出窓口となり、組合の意見書を添えて浜松市に提出します。

<事業の名称>

浜松都市計画事業 **浜北中央北**土地区画整理事業

<提出窓口>

浜松市浜名区沼貴布祢 265-8 イトリエ 208 号室
浜北中央北土地区画整理組合（現地事務所） TEL：070-4480-5703

<提出窓口 受付時間 ・ 休日>

10：00～12：00、13：00～16：00 ・ 金土日祝、12/29～1/3

<添付書類>

1. 許可申請書（申請日付けは、窓口へ提出する日としてください。）
 2. 位置図
 3. 仮換地図
 4. 配置図
 5. 完成時の宅地横断面図（2 方向以上）
 6. 平面図（排水設備等詳細を記入）
 7. 立面図（2 面以上）
 8. 矩計図
 9. 基礎伏図（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の場合）
 10. 梁伏図（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の場合）
 11. その他市長が必要と認める図書
 - ・ 確約書（使用収益開始済でない場合）
 - ・ 売買契約書写（土地購入の場合）
 - ・ 土留擁壁及びその他付帯工作物構造図（必要に応じて）
- （注）型式認証を受けていて「9.基礎伏図」「10.梁伏図」が不要な場合は、「型式部材等製造者認証書」の写しを添付してください。

<申請書類作成上の留意点>

- 同じものを **3 部作成**してください。1 部は許可書と合わせて申請者に返却します。
- 申請者が連名の場合は、それぞれ印影の違うものをご使用ください。
- 「借地」のときは、土地所有者の土地使用承諾を確認して窓口に伝えてください。
- 敷地の求積は必要ありません。（ただし、土地の一部を使用する場合は必要です。）
- **建築面積の計算式**を図面に記入してください。
- **生活排水**の宅地内経路を**赤線**で記入してください。
- 地区計画については、市担当課と事前に協議を済ませてください。

…市担当課確認印又は協議済証を添付

※地区計画担当課

①浜北中央北

北部都市整備事務所（なゆた浜北・浜名区役所内） TEL(053)585-1162